

# 国立大学法人東京外国語大学特別聴講学生規程

〔平成 6 年 4 月 1 日〕  
制 定

改正 平成 12 年 4 月 1 日 平成 14 年 12 月 18 日  
平成 16 年 12 月 28 日規則第 250 号 平成 21 年 3 月 31 日規則第 63 号  
平成 24 年 3 月 27 日規則第 10 号 平成 27 年 3 月 24 日規則第 49 号  
平成 31 年 3 月 19 日規則第 42 号 令和 4 年 3 月 22 日規則第 36 号  
令和 6 年 3 月 26 日規則第 38 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（以下「学則」という。）第 4 2 条第 2 項及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 4 1 条第 2 項の規定に基づき、特別聴講学生について必要な事項を定める。

## (入学の時期)

第 2 条 特別聴講学生の入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

## (入学資格)

第 3 条 特別聴講学生として入学することのできる者は、本学と大学間交流協定を締結している他大学等の学生で、本学と当該他大学との協議に基づき、学生が所属する大学等の推薦を受けた者とする。

## (入学の志願)

第 4 条 特別聴講学生として入学を志願する者は、学生が所属する大学等の推薦書及び必要書類を添えて、学長に願出しなければならない。

## (入学者の受入)

第 5 条 前条の入学志願者の受入れについては、学長が言語文化学部、国際社会学部又は国際日本学部（以下「学部」という。）の教授会若しくは大学院総合国際学研究科教授会の議を経て、決定する。

## (受入期間)

第 6 条 受入期間は、入学を許可された年度内とする。

## (単位の認定)

第 7 条 特別聴講学生は、聴講した授業科目について、単位の認定を受けようとするときは、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験に合格した者については、所定の単位を与える。

## (単位修得証明書)

第 8 条 学部長又は研究科長は、前条第 2 項により単位を修得した特別聴講学生に対し、本人の願出により単位修得証明書を交付することができる。

## (授業料、入学料及び検定料)

第 9 条 特別聴講学生の授業料、入学料及び検定料の額は、別に定める。

2 既納の授業料、入学料及び検定料は、還付しない。

3 納付期限までに授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者は、納付期限の日が属する月の末日をもって除籍する。

(準用規程)

第10条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生について必要な事項は、学則、大学院学則等を準用する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に在学する者及び同年4月1日以降に外国語学部に入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。